

# 公益財団法人鎌倉風致保存会

## 令和2年度（2020年度）事業報告書

〔令和2年（2020年）4月1日～令和3年（2021年）3月31日〕

### 1 事業の概況

令和2年度も鎌倉の自然の風光と豊かな文化財を後世に伝えるため、公益3事業（緑地保全事業・建造物等保全事業・普及啓発事業）を行いました。

令和元年房総半島台風等により、甚大な被害を受けた十二所果樹園は、散策路沿の崖が崩落したことから園内の通り抜けを禁止としていましたが、散策路に崩落した土砂の撤去と散策路の整備が完了したことから、園内の通り抜けが可能となりました。

令和2年7月に発生した笹目緑地における倒木事故は、当会が緑地内の樹木の点検、枝払い等必要な維持管理を怠ったこと、当会の理事会もその状況を把握せず、常務理事の任務懈怠を放置したことにあることが原因であります。この結果を真摯に受け止め、このような事故を再び起こすことがないように、緑地を定期的に、かつ台風の接近等必要に応じて点検し、倒木等の危険のある樹木については、専門業者に委託して枝払い等必要な措置を行います。なお、この措置を行うにあたっては、近隣にお住まいの方のご要望を伺い、その要望にできる限り沿うよう配慮します。

また、当会の常務理事が交替しても笹目緑地を含めた当会所有緑地の維持管理に対する対応が変わることがないように、当会所有緑地の維持管理の状況を理事会に報告することで、当会の理事が当会所有緑地の維持管理の状況を把握できるシステムを構築します。また、近隣にお住まいの方からご要望があったときには、いつでも当会所有緑地の維持管理の状況を説明します。

新型コロナウイルス感染症では、感染と感染の拡大を防ぐ観点に立って、保存会として適切に対応しました。

緑地保全事業では、新型コロナウイルス感染症への感染と感染の拡大を防ぐ観点から、不特定多数が参加するみどりのボランティアは一年を通じてすべて中止としました。

建造物等保全事業では、坂井家住宅洋館の老朽化が進んだ屋根及び外壁の修繕が完了して美観が向上したことから、新たに坂井家住宅の庭園公開を実施する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症への対応から中止としました。

普及啓発事業でも、新型コロナウイルス感染症への感染と感染の拡大を防ぐ観点から、多くのイベントを中止としました。

令和2年度は、神奈川県に新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が2回も発出され、新型コロナウイルス感染症への感染と感染の拡大を防ぐ観点から、中止とした行事やイベントが多くあり、オンラインでの情報の発信や会議の開催など、新たな課題への対応を求められた一年となりました。

(1) 緑地保全事業（定款第4条第2号、第5号、第6号及び第7号）

ア 所有緑地の保全・管理

所有する4緑地のうち、御谷山林（1.567ha）と十二所果樹園（5.035ha）では、会員、市民や企業ボランティアなどを募って、みどりのボランティアとして、緑地の維持管理作業を行っていますが、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染と感染の拡大防止の観点から、1年を通じてすべて中止としました。近隣にお住いの会員有志の方の参加を前提として、活動範囲を限定し、新型コロナウイルス感染症への対策を講じたうえで、十二所果樹園で8回、御谷山林で3回、合計11回、事務局主催の活動を行うことができました。

なお、十二所果樹園での月2回の会員有志の活動については、近隣にお住いの会員有志の方の参加を前提として、新型コロナウイルス感染症への対策を講じたうえで、合計11回、樹林地の草刈や果樹の手入れなどを行うことができました。

十二所果樹園では、危険木の伐採を緊急業務で専門業者に委託して行いました。また、令和元年房総半島台風では、東西を結ぶ連絡通路で、倒木、倒木に伴う大崩落、法肩崩落や落石が多数発生したため、通行禁止の状態となっています。この連絡通路は十二所果樹園の生命線でもあることから、令和3年度から、通行禁止の解除に向けて災害復旧工事を行います。

御谷山林では、ボランティア活動では対応が困難な急斜面について、隣接するお宅の要望を踏まえながら、危険木の枝払や伐採を緊急業務での発注も含めて専門業者に委託して行いました。

笹目緑地では、令和2年7月、北側の平坦地において、広葉樹の大木が倒れ、隣接するお宅の家屋を一部損壊するとともに、庭木の幹が折れる被害が発生したことから、倒木処理を緊急業務で専門業者に委託して行いました。その後、相手方と示談交渉を進めています。

また、計画的な維持管理を実施することを前提として、隣接するお宅の要望を踏まえながら、危険木の枝払や伐採を緊急業務での発注も含めて専門業者に委託して行うとともに、平坦地の草刈を専門業者に委託して行いました。

坂井家住宅緑地（3,188.53㎡）は、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法の歴史的風土保存区域に位置し、JR横須賀線の車窓からも望むことができます。鎌倉の玄関口でもある扇ガ谷の景観でもあることから、きめ細やかな維持管理作業を行っています。令和2年度は、近隣にお住いの会員有志の方の参加を前提として、新型コロナウイルス感染症への対策を講じたうえで、合計16回、草刈や花壇の手入れなどを行うことができました。また、危険木の伐採や倒木処理を緊急業務で専門業者に委託して行いました。

イ 史跡地及び寺院所有緑地等の保全・管理の支援

国指定史跡等である北条氏常盤亭跡、東勝寺跡、建長寺回春院、朝夷奈切通、大仏切通、泣塔、光則寺、浄光明寺及び光明寺内藤家墓地において、会員、市

民や企業ボランティアなどを募って、みどりのボランティアとして、緑地の維持管理作業を行う活動ですが、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染と感染の拡大防止の観点から、1年を通してすべて中止としました。

なお、建長寺回春院での月1回の会員有志の活動については、近隣にお住いの会員有志の方の参加を前提として、新型コロナウイルス感染症への対策を講じたうえで、合計7回、樹林地の草刈や散策路の整備などを行うことができました。

ア、イの活動においては、マスク着用や健康状態チェック表の提出など、新型コロナウイルス感染症への対策を講じたうえで実施しました。

#### ウ 新たなトラスト緑地取得のための調査・研究

令和2年度は、新たなトラスト地の情報はありませんでした。

### (2) 建造物等保全事業（定款第4条第2号、第3号、第5号、第6号及び第7号）

#### ア 大佛次郎茶亭一般公開

大佛次郎茶亭は、作家大佛次郎が晩年社交の場として使用した大正8年頃に建築された茅葺き屋根の建物で、昭和58年に保存会が保存建造物に指定し、庭園、茶室等の維持管理費の一部を助成してきました。平成21年3月には鎌倉市の景観重要建築物にも指定されました。これまで、所有者の協力を得て一般公開を行ってきましたが、所有者が、景観の維持を前提として、改修しても既存の建物を活かす方針で考える方を対象に売却先を探していることから、この状況を見守ることとして、令和2年度は一般公開を行いませんでした。

#### イ 坂井家住宅の保全・活用と公開

坂井武三郎氏とご家族からご寄付を受けた昭和2年建築の坂井家住宅は、洋館部分が約118㎡、和館部分が約269㎡、全体では約387㎡の建物で、国登録有形文化財（建造物）です。和館の茶室や玄関などは、平成29年度までに修繕が完了しました。令和元年度は、文化庁所管の文化資源活用事業費補助金（観光拠点整備事業）、神奈川県や鎌倉市の補助金を活用して、国指定等文化財磨き上げ事業として、老朽化が進んだ洋館の屋根と外壁の修繕を行いました。

建物の美観が向上したことから、令和2年度から新たに坂井家住宅庭園公開を予定していましたが、新型コロナウイルス感染症の感染と感染の拡大防止の観点から、1年を通してすべて中止としました。

また、和館1階天井裏の野生動物の糞の清掃・消毒や洋館2階応接室の上げ下げ窓の修繕を緊急業務で専門業者に委託して行いました。

#### ウ 歴史的建造物の調査・研究

令和2年度は新たな歴史的建造物の情報等はありませんでした。

(3) 普及啓発活動事業（定款第4条第5号、第6号及び第7号）

ア みどりのボランティア活動（緑地保全活動の推進）

緑地の大切さや保全管理活動の必要性を周知するため、会員、市民や企業ボランティアなどを募って、維持管理作業（前記の（1）ア及びイの活動）を行う活動で、令和2年度は37回予定していましたが、新型コロナウイルス感染症の感染と感染の拡大防止の観点から、1年を通じてすべて中止としました。

《令和2年度みどりのボランティア実施状況》

場 所	予定回数	参加人数
御谷山林	10回	0名
十二所果樹園	9回	0名
建長寺回春院	5回	0名
史跡東勝寺跡	2回	0名
史跡北条氏常盤亭跡	2回	0名
史跡大仏切通	2回	0名
史跡朝夷奈切通	2回	0名
光則寺	2回	0名
浄光明寺	2回	0名
内藤家墓地	1回	0名
合 計	37回	0名

※新型コロナウイルス感染症の感染と感染の拡大防止の観点から、1年を通じてすべて中止。

イ ボランティア体験学習・環境学習の実施

(ア) 中学生ボランティア

市内公立中学校の卒業前の3年生を対象とした、地域のボランティア活動です。平成10年から実施しており、今回で23回目となります。認定NPO法人鎌倉広町の森市民の会、NPO法人山崎・谷戸の会、NPO法人みどりのレンジャーや北鎌倉湧水ネットワークの協力を得て行っています。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症への対応による不参加が5校で、3校の実施を予定していましたが、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が発出されたため、3校とも実施を取りやめ、このうち1校では、オンラインにて鎌倉のみどり保全についての講義を全生徒に向けて行いました。

《令和2年度実施状況》

実施中学校	参加生徒数	スタッフ・教師数
0校	0名	0名

※新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言発出のため、3校とも中止となりましたが、1校はオンラインでの講義を行いました。

(イ) 体験学習・研修等の受け入れ

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、体験学習・研修等の受け入れは無く、1校でオンライン授業を行いました。

《令和2年度実施状況》

団体	実施日	人数	内容
市立大船中学校	3月4日	175名	鎌倉の自然と風致保存について考える

ウ 普及啓発イベント等の実施

《令和2年度実施状況》

名称		実施日・実施予定日	参加者
講座等	お話サロン	5月23日、7月25日、9月26日、11月28日、12月19日、1月23日、3月27日(計7回ともコロナのため中止)	0名
	古都鎌倉の緑と歴史探訪(※1)	10月17日(雨天中止) 11月7日(5月30日コロナ中止の振替)実施	20名
	歴史ウォーク事前座学	6月20日・1月9日(コロナのため中止)	0名
	歴史ウォーク	7月4日・1月30日(コロナのため中止)	0名
	クリスマスリース教室	11月28日実施	18名
イベント等	梅即売会	6月7日(コロナのため中止)	0名
	家族で栗拾い	9月12日(コロナのため中止)	0名
	かまくら里山フェスタ	11月23日(コロナのため中止)	0名
	ナショナルトラストコンサート(※2)	12月13日実施	99名

※1：公益財団法人かながわトラストみどり財団との共催

※2：鎌倉を愛する音楽の仲間との共催

エ 広報活動

8月25日から8月31日までの期間、鎌倉駅地下道ギャラリーにおいて、保存会の活動を周知するため、活動を紹介する展示を行いました。

年3回、会員会報「七くち五さろ」を発行し、会員に活動を周知しました。

月1回、ホームページを更新するとともに、随時公式ツイッターも発信しました。また、月1回、希望者にはメールマガジンを送信しました。

オ 募金活動

ホームページやイベントにおいて、寄付金や募金をお願いしました。台風被

害による十二所果樹園の災害復旧工事に多額の費用が必要となることをPRしました。

寄付金は、鎌倉市ふるさと寄附金において、使途が指定されている鎌倉風致保存基金への寄附金が主なものとなりますが、令和2年度も500万円を超える寄付がありました。

募金は、市役所ロビーや市の関係機関などに募金箱を設置し、広く募金を呼びかけました。

#### 《令和2年度寄付金及び募金状況》

寄付金	5,258,416円
募金	30,471円
会費	1,008,000円
合計	6,296,887円

#### (4) 会員活動（定款第4条第5号、第6号及び第7号）

当会の会員は会費による支援とともに、会員幹事会を中心にみどりのボランティアや普及啓発事業のイベントの企画や運営を行っています。会員の高齢化が進んでいて一般会員数は減少傾向にあります。法人会員の新入会がありました。

#### 《会員状況 令和3年3月31日現在》

会員種類	R3年3月31日	R2年3月31日	増減
永年個人会員	36	36	0
永年法人会員	6	6	0
一般会員	240	252	△12
家族会員	63	62	1
学生会員	0	1	△1
法人会員	8	6	2
合計	353	363	△10

#### (5) 世界遺産登録への取り組み（定款第4条第5号、第6号及び第7号）

平成25年にイコモスの世界遺産登録の不記載勧告を受け「鎌倉世界遺産登録推進協議会」は解散しましたが、「鎌倉の世界遺産登録をめざす市民の会」は存続し、保存会が事務局となって活動を継続しています。この世界遺産登録をめざす活動は、保存会の歴史的景観を後世に伝えるという目的と合致しています。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染と感染の拡大を防止する観点から、鎌倉の世界遺産登録をめざす市民の会の総会及び推進委員会の開催を休止としました。なお、鎌倉の世界遺産登録に係る4区市による推薦書案作成に関する活動が一時

休止となりましたが、今後も活動を継続することを確認しています。

(6) 鎌倉市との協働事業（定款第4条第2号、第4号、第5号、第6号及び第7号）

鎌倉市との協働事業であるハイキングコース・パトロールは、令和元年度の台風被害によりハイキングコースが通行禁止となったことから、令和元年10月以降実施を取り止めていましたが、通行禁止が解除となった2コースにおいて、令和2年10月からパトロールを再開しました。

月1回、近隣にお住いの会員有志の方の参加を前提として、新型コロナウイルス感染症への対策を講じたうえで、ハイキングコースの安全を確認して、結果を市に報告しました。

令和2年度は、台風後の臨時パトロールも含めて11回実施し、延べ91名が参加しました。

鎌倉市と鎌倉市教育委員会の後援で、例年11月23日の「みどりの環境感謝の日」に、御谷において「かまくら里山フェスタ」を行っていますが、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染と感染の拡大防止の観点から、中止としました。

また、鎌倉市と鎌倉市緑化まつり実行委員会主催で、鎌倉中央公園において開催される「鎌倉市緑化まつり」も、新型コロナウイルス感染症への感染と感染の拡大を防ぐ観点から、中止となりました。

「鎌倉市歴史的風致維持向上計画協議会」、「日本遺産いざ鎌倉協議会」及び「鎌倉市にふさわしい博物館基本構想検討委員会」に委員を派遣するなどして、鎌倉市との協働に努めました。

(7) 他トラス団体との協働（定款第4条第5号、第6号及び第7号）

公益社団法人日本ナショナル・トラス協会が開催する全国大会は、新型コロナウイルス感染症への対応から、令和2年度は無料のオンラインでの開催となりました。「各地のトラス団体の活動紹介」には、当会も動画を作成のうえ提供して参加しました。このオンライン開催となった全国大会は、協会のホームページでも、一定の期間ではありますが公開されました。

公益財団法人かながわトラスみどり財団との共催事業である「古都鎌倉の緑と歴史探訪」は、10月は雨天中止となりましたが、11月は新型コロナウイルス感染症への対策を講じたうえで、参加者を絞って開催しました。また、かながわトラスみどり財団主催の「鎌倉の自然と歴史を学ぶ」に講師を派遣し、協力しました。

さらに、年間を通して、市内の自然や歴史的景観の保全を目指す関係団体とも相互に連携・協力しました。

## 2 庶務の概要

### (1) 役員に関する事項

(令和3年3月31日現在)

役職名	氏名	就任年月日	現職等	備考 (最初の就任年月日)
理事長	兵藤 芳朗	R1.5.30	元鎌倉市副市長	H24.3.8
副理事長	吉田 浩	R2.7.30	鎌倉市都市景観部長	R2.7.30
常務理事	石山 由夫	R1.5.30	鎌倉風致保存会事務局長	H31.4.1
理事	岩田 晴夫	R1.5.30	鎌倉自主探鳥会代表	H11.10.15
理事	高柳 英麿	R1.5.30	神奈川県自然保護協会理事	H25.3.27
理事	村田 佳代子	R1.5.30	鎌倉市文化協会理事長	H13.5.1
理事	横松 佐智子	R1.5.30	一級建築士事務所すまい設計工房主宰	R1.5.30
監事	狭川 知己	R1.5.30	税理士	R1.5.30
監事	廣瀬 信	R1.5.30	鎌倉商工会議所事務局長	R1.5.30

### (2) 評議員に関する事項

(令和3年3月31日現在)

役職名	氏名	就任年月日	現職等	備考 (最初の就任年月日)
評議員	牧田 芳明	R2.7.30	前鎌倉青年会議所理事長	R2.7.30
評議員	牧田 知江子	R1.5.30	鎌倉市観光協会理事	H21.11.2
評議員	岡田 光生	R2.3.31	鎌倉市立玉縄中学校長	R2.3.31
評議員	今田 正廣	R1.5.30	元鎌倉市自治町内会総連合会会長	H25.3.27
評議員	吉田 皓二	R1.5.30	鎌倉風致保存会会員幹事	H13.3.22
評議員	黒川 信幸	R1.5.30	鎌倉風致保存会会員幹事	H30.5.31
評議員	鈴木 庸一郎	R1.5.30	鎌倉市教育委員会文化財部文化財課担当課長	H30.5.31
評議員	秋山 崇	R1.5.30	鎌倉市都市景観部みどり課長	R1.5.30



(3) 理事会・評議員会に関する事項

ア 理事会

開催 年月日	決議事項	開催当日における理事の現在数及び議決権を行使した理事の数並びに議事の結果
R2. 7. 16 (決議があったものとみなされた日)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 令和元年度公益財団法人鎌倉風致保存会事業報告及び収支決算について</li> <li>2 公益財団法人鎌倉風致保存会評議員会の招集事項について</li> </ol>	理事の現在数 7 名 議決権行使理事数 7 名 理事全員から書面により同意の意思が示され、監事全員（2名）から書面により異議を述べないとの申出があったことから全提案事項可決
R2. 8. 6 (決議があったものとみなされた日)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 公益財団法人鎌倉風致保存会副理事長の選任について</li> </ol>	理事の現在数 7 名 議決権行使理事数 7 名 理事全員から書面により同意の意思が示され、監事全員（2名）から書面により異議を述べないとの申出があったことから全提案事項可決
R3. 3. 30	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 公益財団法人鎌倉風致保存会事業積立金の積立て及び取崩しについて（現年度分）</li> <li>2 公益財団法人鎌倉風致保存会事業積立金の積立て及び取崩しについて（新年度分）</li> <li>3 令和 3 年度公益財団法人鎌倉風致保存会事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類について</li> <li>4 役員賠償責任保険の加入及びこれに伴う法人の保険料負担について</li> <li>5 公益財団法人鎌倉風致保存会評議員会の招集事項について</li> </ol>	理事の現在数 7 名 議決権行使評議員数 7 名 全決議事項可決

イ 評議員会

開催 年月日	決 議 事 項	開催当日における評議員の現在数及び議決権を行使した評議員の数並びに議事の結果
R2. 7. 30 (決議があったものとみなされた日)	1 令和元年度公益財団法人鎌倉風致保存会事業報告及び収支決算について 2 公益財団法人鎌倉風致保存会理事及び評議員の選任について	評議員の現在数 8 名 議決権行使評議員数 8 名 評議員全員から書面により同意の意思が示されたことから、全提案事項可決
R3. 4. 16	1 令和 3 年度公益財団法人鎌倉風致保存会事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類について	評議員の現在数 8 名 議決権行使評議員数 6 名 全決議事項可決

(4) 役員賠償責任保険の加入及びこれに伴う法人の保険料負担について

令和 2 年度は、次の内容で役員賠償責任保険に加入し、公益財団法人鎌倉風致保存会が保険料を全額負担しました。この保険料は 181,000 円でした。

- ア 保険者 Chubb 損害保険株式会社
- イ 保険種類 会社役員賠償責任保険
- ウ 保険期間 令和 2 年 4 月 1 日 4 時から令和 3 年 4 月 1 日 4 時まで
- エ 保険契約者 公益財団法人鎌倉風致保存会 理事長 兵藤 芳朗
- オ 被保険者
  - (ア) 公益財団法人鎌倉風致保存会 (理事、監事及び評議員)
  - (イ) 管理職職員
  - (ウ) (ア) 又は (イ) とともに損害賠償請求された場合の配偶者
  - (エ) 既に退任している役員及び保険契約の保険期間中に新たに選任された役員
  - (オ) 役員又は管理職職員が死亡した場合は、その法定相続人又は相続財産法人
  - (カ) 役員が破産した場合は、その者とその破産管財人
- カ 保険金額 100,000,000 円 (てん補責任限度額)
- キ 免責金額 0 円
- ク 付帯特約 初期対応費用補償特約及び専門業務リスク対象外特約